

# 令和3年度 監査結果報告書（出資団体財務監査）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を藤沢市監査基準に基づき実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく出資団体財務監査

## 2 監査の対象

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会の財務に関する事務の執行状況

## 3 監査の着眼点

出納その他の事務（財務）の執行は適正か。

## 4 監査の主な実施内容

関係書類の提出を求め、貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書等の係数の突合、理事会及び評議員会の議事録等の査閲、関係職員へのヒアリングを行い、財務数値等の比較分析を行った。

## 5 監査の実施日

2021年（令和3年）12月24日（金）

## 6 監査を実施した委員

監査委員	中	川	隆
同	石	田	晴美
同	東	木	久代
同	吉	田	淳基

## 7 監査の結果

社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会の運営は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり費用が収益を上回る赤字の状況が継続しているものの、基金積立資産等の固定資産は増加傾向にある。また、資金繰り、短期安定性、長期持続性ともに経営指標から分析すると問題はなく、法人の運営は安定的に行われていると確認できる。

出納その他の事務（財務）の執行状況は、次の指摘事項を除き、適正なものと同認められた。

### 1. 指摘事項

(1) 賞与引当金の計上がなされていない。

期間損益計算（期間増減差額計算）を適正に行うため、重要性が乏しい場合を除き賞与引当金を計上する必要がある。令和2年度決算で試算したところ賞与引当金の要計上額は約29百万円であり、金額的重要性が乏しいとは言えないので計上する必要がある。

## 8 監査委員意見

令和2年度末の固定資産に含まれる預金は合計512百万円であり、これに流動資産の預金208百万円を加えると、預金は720百万円で総資産771百万円に対して93%であり、無借金であることを考えると健全すぎるともいえる。

この預金は、7つの金融機関の合計28口座で管理しているので、業務効率化の観点から集約することを検討されたい。また、低金利ではあるが、リスクを考慮しつつより高金利の金融商品で運用することも考えられる。

さらに、積立資産となっている預金343百万円について、今後は積極的に有効活用を検討するなど、市民ニーズにあったサービスの拡充を計画的に推進することを期待する。